

## 腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡(更新申請)

### 【I】技術認定更新要件

#### (1) 技術認定更新を申請する者は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 技術認定を取得してから5年が経過し、現在内視鏡手術に従事していること。
- 2) 本学会会員であり、会費を継続して納入していること。
- 3) 本学会学術講演会に5年間で2回以上出席すること  
そのうち1回は本学会内視鏡手術教育セミナー(旧称: 拓大学術研修会)を含む
- 4) 関連学会・セミナーへの出席により、5年間で合計4点以上

##### ◆ 1回2点

- ◇ 学会: 日本内視鏡外科学会総会、日本産婦人科手術学会学術集会、日本子宮鏡研究会学術講演会、日本婦人科ロボット手術学会、日本ロボット外科学会、ISGE、AAGL、APAGE、ESGE、ASGRS
- ◇ 研修会セミナー: 日本産科婦人科内視鏡学会の実技研修会・コンセンサスミーティング、日本内視鏡外科学会主催教育セミナー

##### ◆ 1回1点

- ◇ 学会: 日本産科婦人科学会総会、日本生殖医学会、日本婦人科腫瘍学会他(内視鏡に関連した演題発表を聴講したもの)

注: 学会参加の証明は、参加証または学会参加履歴を添付すること。

#### 5) 学会発表、論文発表、および論文査読により、5年間で合計1点以上

- ◆ 学会発表 国内学会: 1回1点 国際学会: 1回2点

- ◆ 論文発表 国内誌: 1編2点 国際誌: 1編4点

論文査読: 査読2編以上: 1点\*1: 学会発表は共同演者、論文発表は共著者でも可。学会発表は発表したことがわかる抄録本文、研究論文は全文を添付する。日本産科婦人科内視鏡学会における学会発表はプログラム、日本産科婦人科内視鏡学会雑誌投稿論文に掲載された研究論文は概要(abstract)のみを添付すればよい。なお、学会発表、研究論文については、新規申請【I】に記載の通り、学術的に妥当であると判断されるもののみ申請可能である。

\*2: 査読の実績は、日本産科婦人科内視鏡学会雑誌投稿論文または GMIT (Gynecologic Minimally Invasive Therapy) 誌の査読に限り、論文査読2編の実績は、2点に相当し、それ以上の査読は1編あたり1点で計算する。なお、査読実績を更新要件として提出の場合には、査読実績証明書発行を事務局へ依頼または GMIT 誌マイページからダウンロードし、査読実績記録データと共に提出すること。

#### 6) 過去5年間に術者または指導者として以下の内視鏡手術の経験を有すること

**腹腔鏡** 必要点数: 1件1点とし 90点以上

(ロボット手術は全てこの件数に含んでよい)

**ロボット手術** 必要点数: 1件1点とし 90点以上

(ロボット手術は25件以上あればよく、不足分は腹腔鏡手術で代替可)

**子宮鏡** 必要点数: 75点以上

※センハンスデジタルラパロスコピーによる手術は腹腔鏡の実績に含める。ロボット手術は薬事承認のあるものであれば機種は問わない。

※新型コロナウイルスの影響による更新条件緩和として2024年度更新申請に際しては、腹腔鏡・ロボットは40点以上、子宮鏡24点以上とする。2025年度以降について緩和措置は未定とする。

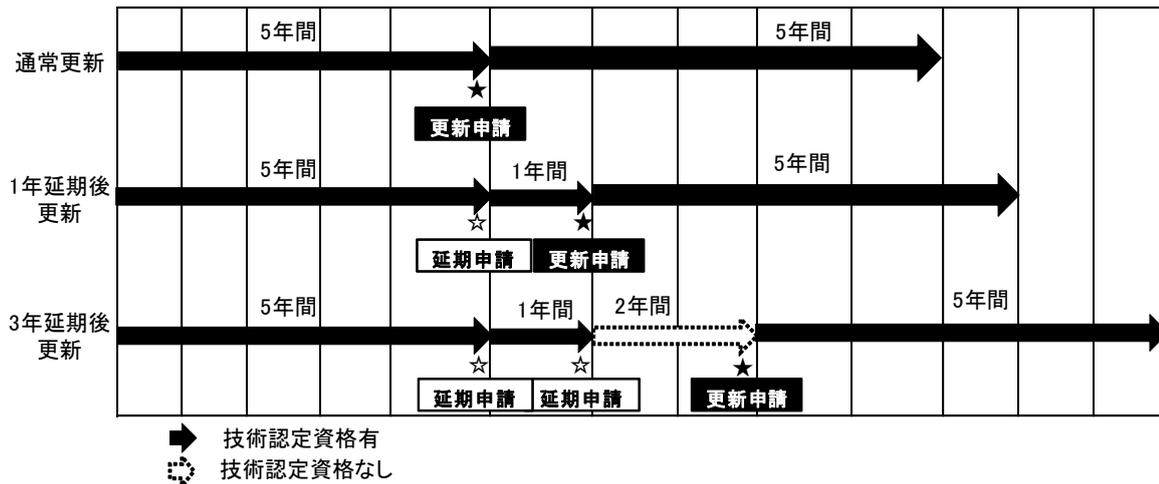
#### 7) 本学会調査普及(合併症)アンケートに回答していること

#### (2) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断したものは、更新申請を延期することができる。延期願いは、当該年以内に本人が申請し、技術認定制度委員会で審査する。期間は原則として1年とする。延期中は技術認定医として扱い、学会ホームページの技術認定医リストか

らも削除しない。

- (3) 延期願いに記載された期限までに更新要件が整わない場合、技術認定医の資格は喪失する（技術認定医として扱わず、学会ホームページの技術認定医リストからも削除する）が、不足の要件を満たした上で2年以内に更新申請を行えば審査の対象とする。
- (4) 定款第13条に規定される休会中のものは、2) を満たさないため更新申請ができない。
- (5) 資格喪失期間が2年を超えた場合は、更新申請を受け付けない。但し、新規申請は妨げない。

<更新の流れ>



(6) 更新審査

更新審査は、書類による審査とする。

(7) 子宮鏡技術認定医更新の例外条件

- 1) 腹腔鏡技術認定医資格またはロボット手術技術認定医資格と子宮鏡技術認定医資格を併せ持つ者は、両者の更新時期を同時にする目的のためにだけ、一回のみ子宮鏡技術認定資格更新を5年未満で行うことができる。それ以外の目的や理由で更新を早めることはできない。
- 2) 更新に必要な点数は、前回の更新から遡って2年以内の場合は40点以上、3年以内の場合は48点以上、4年以内の場合は64点以上とする。
- 3) 更新時期を5年未満で行うことができるのは動画審査が免除される場合のみとする。2)に記載のあるいずれの年限で更新する場合においても【I】(1)3)②学会参加点数5点以上、③学会発表、論文発表、論文査読の点数1点以上、④本学会調査普及（合併症）アンケートに回答している、という条件は満たさなければならない。

(8) ロボット手術技術認定医更新の移行措置

- 1) 腹腔鏡技術認定医資格とロボット手術技術認定医資格を同時に保有するものは、2025年～2029年までの期間、両者の更新時期を同時にする目的のためにだけ、一回のみ腹腔鏡技術認定資格の更新に合わせてロボット手術技術認定資格の更新をすることができる。
- 2) 腹腔鏡技術認定医資格の更新条件を全て充足していること、動画審査が免除される場合のみ同時更新が可能である。
- 3) ロボット手術の経験が【I】(1)3)①の手術例において年間5例（例：2024年取得、2025年腹腔鏡更新であれば5例、2024年取得、2026年更新であれば10例）以上相当が含まれていればよい。

【II】申請手続き

- (1) 本申請受付期間：毎年2月1日より2月末日（必着）
- (2) 審査手数料：20,000円

更新申請の審査費用はいかなる理由があっても返却しない。  
受付期間末日までに下記へ振込むこと。

◆ 審査手数料振込先 ◆

三菱東京UFJ銀行 六本木支店 普通預金 0438765  
シャ) ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ ニンテイジギヨウ

注：振込用紙には、必ず学会会員番号、氏名、所属の順に明記すること。

- (3) 腹腔鏡・ロボット手術、腹腔鏡・子宮鏡、ロボット手術・子宮鏡、腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡の組み合わせで同時更新をする場合の手料は、当面 20,000 円と定める。

### 【Ⅲ】提出書類・添付書類

#### (1) 提出書類

- 1) 技術認定申請書・履歴書（腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡 様式第4号—）

注：調査普及（合併症）アンケートに回答していることが必須である。

- 2) 技術認定制度申請書チェック用紙（腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡 様式第4号—）  
申請チェックリストに自らの必要な書類が含まれているかどうか確認し、申請前にチェックすること。

- 3) 臨床実績、学会参加実績（腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡 様式第5号）

① 臨床実績

内視鏡手術臨床従事期間は、技術認定開始から今回の申請までの期間を記載。

② 学会参加実績

技術認定開始から今回の申請までの期間に参加した学会を参加年月日順に記載。

- 4) 手術実績一覧（腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡 様式第6号—）

術者（執刀者または指導者）として経験した腹腔鏡：90例以上、ロボット手術：90（うちロボット手術を25例以上含まなくてはならない）、子宮鏡手術の症例：75例以上記入。※新型コロナウイルスの影響による更新条件緩和として2024年度更新申請に際しては、腹腔鏡・ロボットは40点以上、子宮鏡24点以上とする。  
2025年度以降について緩和措置は未定とする

①カルテ番号は個人情報保護の観点から下 2 桁はXXの様に記載するが、その記載で弁別しがたい場合は他の2桁を匿名化する。

②非常勤の施設で経験した内視鏡手術の症例も含めて記載可。従ってここでの施設名は履歴書における研修施設と一致しなくてもよい。

③腹腔鏡：保険収載されている術式に限る。腹腔鏡検査のみ（腹腔内観察・生検も含む）は手術実績として認められない。腹腔鏡更新においてロボット手術は手術実績として認められ実績において件数の制限はない。手術名は、腹腔鏡下・・・の様に明記する。英文表記は可とする。

④ロボット手術：保険収載されている術式に限る。ロボット手術において25例の実績があれば、それ以外に腹腔鏡手術実績を含んでよい。手術名は、ロボット支援下・・・の様に明記する。英文表記は可とする。

⑤子宮鏡：保険収載されている術式に限る。MEAは手術実績として認められない。手術名は子宮鏡下・・・の様に明記する。英文表記は可とする。

- 5) 学会発表一覧（腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡 様式第6号—）

筆頭演者または共同演者としての内視鏡手術に関する学会発表を1題以上記入する。更新希望の手術方法と発表内容は一致していなくてよい（例：腹腔鏡更新の場合でも子宮鏡に関する学会発表を業績とできる）記入した学会発表の学会発表抄録コピー\*を、1部添付する。

\*投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。但し、発表された証となるプログラムのコピー添付があれば可。

- 6) 研究論文一覧（腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡 様式第6号—）

筆頭著者又は共著者としての内視鏡手術に関する研究論文を記入する。更新希望の手術方法と発表内容は一致していなくてよい（例：腹腔鏡更新の場合でも子宮鏡に関する研究論文を業績とできる）。記入した研究論文についてそれぞれ別刷またはコピー\*を添付。

\* 投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。

7) **提出書類の内容不備について**

提出書類内容の不足・不備のある場合は、不合格になることに留意すること。内容不備については事務局から E メールで確認の問い合わせをする可能性があるため、E メールでの連絡に関しては確実に受着信が出来るアカウントを使うこと。事務局からの問い合わせに対し 5 営業日以内に返信がない場合には、その書類は内容不備による失格対象とみなす。

8) **添付書類**

振込み領収書のコピー

**【IV】 認定更新審査に関する注意事項と本細則の変更**

(1) **審査結果について**

技術認定制度委員会による審査結果の理事会承認後、合否通知を申請者に返送する。なお、書類審査不合格の場合には動画の審査はおこなわない。技術認定制度委員会は、委員会および理事会にて承認された審査結果の見直しは一切行わない。また、審査内容に関する質問も一切受け付けない。

(2) **申請書類提出宛先および問い合わせ先**

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル (株)コンベンションリンクージ内

TEL : 03-3263-8697

E-mail: jsgoe@secretariat.ne.jp

(3) **本細則の変更**

本細則の変更にあたっては技術認定制度委員会にて決定し、理事会、社員総会に報告する。